

住まいの応援事業 手続きフロー図

空家購入ver.



※売買契約締結後の申請は対象外となりますので、ご注意ください
※申し込みは先着順で受け付けます

1 補助金交付申請書提出

※対象期間内に申請してください

- 提出書類
- ①補助金交付申請書
 - ②補助対象空家の位置図及び配置図（地図等のコピーでも可）
 - ③申請者の住民票
 - ④申請者の納税証明書 ※市役所1階15番窓口で取得
 - ⑤補助対象空家の建物価格（税抜）がわかるもの
 - ⑥補助対象空家の写真（カラー）
 - ⑦支払金口座振替依頼書兼債権者マスタ登録票

2 交付決定通知書を送付

売買契約締結

3 変更・中止承認申請書提出 ※申請内容を変更または中止する場合

変更申請が必要な場合→事業内容の大幅な変更 など ※補助金額の増額変更はできません
軽微な変更となる場合→事業内容に大幅な変更が生じない場合で補助事業に要する費用が変更となる場合は、実績報告時に変更内容を市長に報告するものとす。
例) 値引き等による減額や、購入条件の変更で増額した場合 など

購入代金支払い

3 実績報告書提出

※完了から30日以内または令和7年2月28日（金）まで

- 提出書類
- ①補助金実績報告書
 - ②売買契約書の写し（押印、印紙あり）※軽微な変更がある場合変更後の額
 - ③対象空家の登記事項に係る全部事項証明書
 - ④購入対象空家の写真（カラー）
 - ⑤対象空家に居住した交付決定者の住民票
 - ⑥軽微な変更がある場合は、変更後の補助対象空家の価格がわかるもの
 - ⑦補助金請求書（日付未記入、押印不要）
 - ⑧アンケート

6 交付額確定通知書を送付

7 補助金支払い（交付申請時に登録の口座）

石狩市役所（建築住宅課住宅政策担当）

市役所

問い合わせ先：石狩市建築住宅課住宅政策担当 TEL：0133-72-3141